

さ情審査答申第323号
令和8年6月4日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 内 木 哲 也

答 申 書

令和7年11月27日付けで貴職から受けた、「法務・コンプライアンス課が保有する特定部署に係る内部告発等の文書等（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和7年9月18日付け総総法第1808号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対する本件決定処分の取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 不存在は違法かつ不当

不存在の当否を争う

本件不開示情報は条例第10条に該当しない

不開示理由の不立証

開示の公益性が高い

すでに新聞や委員会でも明らかにされており情例第10条には該当しません

(2) 内部通報における秘密保持の通報者の保護云々については、否認する。

理由は、通報者が自ら、新聞記者及び市議会議員に相談した結果、毎日

新聞の9月4日付と9月17日付記事となり、又、16日の市議会保健福祉委員会での委員との質議となった。その結果、本件事案は公の知る事となった。

処分庁は、存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものである。とするが、公の知る事となった行政情報を拒否するとはナンセンスである。よって開示せよ！！

- (3) 情報公開制度・個人情報保護制度の手引（令和7年4月1日改訂）では、「本条は、開示請求に対する応答の例外的な取扱いであるため、その適用に当たっては、慎重に判断しなければなりません。仮に濫用されることがあれば、市民との信頼関係が大きく損なわれ、本条例の目的に反する結果となります。」と運用が示されている。本件では、信頼関係が大きく損なわれたと感じている。

弁明書では、「審査請求人は、本件不開示情報がすでに新聞や委員会でも明らかにされていると主張しているが、請求人がいう特定部署に係る内部告発等について、本市として公表の事実はなく、報道等がされている事実について実施機関がその有無を明らかにすべきものでもない。したがって、上記判断に何ら影響を及ぼすものではない。」とされており、委員会については、一言も触れられていない。

9月4日付け、9月17日付けで毎日新聞の記事になっており、その記事を見た議員が保健福祉委員会で議案外質疑されていた。質疑において執行部は、「公益通報制度を所管していないのでお答えを差し控えたい」と述べるとともに「この案件は制度にのっとり適正に処理されたと法務・コンプライアンス課から伺っている」と答弁された。ここでは、存否応答拒否ではなく、所管は異なりますが、執行部が答弁している。

本件については、既に新聞で報道され、さいたま市議会保健福祉委員会において質疑もされているため、条例第10条の適用は違法であり、再度精査し直ちに開示することを求める。

内部通報制度の在り方（所管課）や要綱についても、見直しが必要である。また、運用についても、条例第10条の適用は、あくまで例外的な取扱いであるため、適用する場合は、審査会、審議会、情報公開制度を所管する課に報告する等の対応が必要である。

この問題は、特定薬剤の不適切使用があったとして、特定部署の職員が実施機関に内部通報し、事情を聞き取りに訪れた職員らに資料を提出するなどしたが、その後、進捗状況を尋ねても「調査中」としか回答が来ず、1年半が経過した。患者の名前が分かっているならば、カルテを確認し、カルテをもとに学会の先生方に判断してもらうべきであり、一般事務の職員

が判断できるものではない。1年半も放置しており、真剣にやっているのか。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和7年9月8日付けで、審査請求人より、「法務・コンプライアンス課が保有する特定部署に係る内部告発等の文書等」について、行政情報開示請求書が提出された。

実施機関では、開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されている文書については、当該行政情報の存否を回答するだけで、実施機関で所掌する、不祥事の調査及び再発防止に関すること、内部通報に関すること等の事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第10条に該当することを理由として不開示決定を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件不開示情報は、すでに新聞や委員会でも明らかにされており、条例第10条には該当しないことから、不開示と決定したことは違法かつ不当であると主張している。

実施機関が所掌する事務には、審査請求人宛ての行政情報不開示決定通知書中「開示しない理由」に記載のとおり、不祥事の調査及び再発防止に関すること、内部通報に関すること等が含まれる。

内部通報に関することについては、さいたま市不正防止内部通報に関する要綱第4条第3項「通報窓口においては、通報者の秘密保持に配慮し、（中略）通報窓口の担当職員は、（中略）通報者の秘密は保持されることを当該通報者に対して説明するものとする」、同要綱第5条第6項「市長等は、調査その他の事務の処理に当たっては、通報者の秘密を守るとともに、通報者が特定されないよう最大限に配慮しなければならない。」と規定されている。これは、内部通報における秘密保持は、通報者の保護と制度の信頼性確保に不可欠であり、通報者の氏名や通報内容、ひいては通報があった事実自体さえも、通報者の特定に至るおそれがある情報であることから、秘密として厳格に管理する必要があるためである。

条例第10条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき

は、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

審査請求人が開示を求める行政情報は、「法務・コンプライアンス課が保有する特定部署に係る内部告発等の文書等」であるところ、特定の事項（所属）に係る内部告発等の文書の開示を求めるものであり、本件の存否を答えることは、特定の事項（所属）に係る内部告発等の有無を明らかにするものと認められる。よって、当該行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、「特定部署に係る内部告発等」が存在するかを開示することとなり、本来不開示となるべき情報を開示することとなる。

したがって、存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものである。

なお、審査請求人は、本件不開示情報がすでに新聞や委員会で明らかにされていると主張しているが、請求人がいう特定部署に係る内部告発等について、本市として公表の事実はなく、報道等がされている事実について実施機関がその有無を明らかにすべきものでもない。

したがって、上記判断に何ら影響を及ぼすものではない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和7年9月8日に開示請求を行った「法務・コンプライアンス課が保有する特定部署に係る内部告発等の文書等」である。

実施機関は、当該行政情報の存否を回答するだけで、実施機関で所掌する、不祥事の調査及び再発防止に関すること、内部通報に関すること等の事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示決定を行った。

審査請求人は、本件決定処分を取り消しを求めるものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と定めている。
- (2) そして、特定の内部通報に関する情報については、通報者の秘密を守り、通報者が特定されないよう最大限の配慮をするという通報者の保護と内部通報制度に係る信頼性の確保という観点から、内部通報の有無も含め、厳格に秘密として取扱う必要があると認められる。
- (3) 本件審査請求人が開示請求する「法務・コンプライアンス課が保有する

特定部署に係る内部告発等の文書等」の行政情報は、特定の所属に係る内部告発等の文書についてであり、その存否を答えるだけで特定部署における内部通報の有無を明らかにすることとなる。これは、内部告発に関する事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして本来不開示となるべき情報を開示することになると認められる。

(4) よって、条例第10条に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) なお、一部の新聞報道や市議会保健福祉委員会での質疑の有無については、本件処分の当否の判断に影響を及ぼすものではない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 7年11月27日	諮問の受理（諮問第648号）
②	令和 8年 1月15日	審議
③	令和 8年 2月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和 8年 3月12日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和 8年 5月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	内 木 哲 也	大学名誉教授
会長職務代理者	榎 本 肇	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)